

心身障害(児)者と福祉・教育施設

佐藤 平

I. 障害(児)者を取りまく環境の変化

ここ数年、障害(児)者を取りまく環境、特にその中でもフィジカルな環境の変化は著しいものがある。

これは、何もわが国だけに限ったものではなく、むしろ、世界的な傾向ともいえる。

この変化を見ると、国によって多少の違いはあるが、いずれにしても、これまであまり認められなかった障害者の当然の権利のうち、少なくともフィジカルな環境問題については、少しずつではあるが改善されていることは間違いのない事実であろう。

たとえば、わが国における具体的な例を挙げると、福祉モデル都市の指定にみられるように、障害(児)者も住みよい街づくりを目指して、スキップの解消、車椅子でも使えるトイレの設置、視覚障害者用の誘導装置の設置等が進められているが、それと同時に、社会福祉関係では、医学的、職業的、社会的リハビリテーション施設の拡充、勤労に関しては、身障者雇用法の制定と職安施設の改善、さらに教育に関しては、特殊教育の義務教育化とそれに伴う特殊教育学校の増設等と、主として障害(児)者が利用する各種の施設の増加という形で現われてきている。

なお、社会福祉施設や教育施設の中で、特にその増加率の多いのを見てみると、精神薄弱児通園施設、各種老人福祉施設、身体障害者療養施設、身体障害者更生保護施設、精神薄弱者保護施設、重度身体障害者援護施設、重度身体障害者更生保護施設、精神薄弱児養護学校、肢体不自由児養護学校、病、虚弱児養護学校等が挙げられるが、これらは、いずれも、ここ数年で、3倍から4倍の増加率となっている。

これらの施設の増加は、ある意味では、街づくりと同じで、障害者がこれまで与えられなかった学習、更生、授産等の道が、より多くの障害者にとって可能となったことを考えると、誠に喜ばしいことであろう。

II. 環境の変化に対する今日の問題

しかし一方、このように社会福祉施設や教育施設が急激に増加することによって、これらの各施設を利用する障害者ももちろんのこと、障害者と生活をともにする教師、指導員、寮母、保母、看護婦あるいは、その施設を管理する校長や施設長等から、新しく設けられた施設を含めて多くの不満が述べられている。

いや、むしろ、不満として述べられるだけでなく、折角新しい施設が完成しても、そこに入所もしくは入学できない障害者もかなりでている。

これは、ひとつには、施設そのものが、障害(児)者の数に比較し数少ないこと、施設が完成しても、教師や指導員が不足し、運営が困難なこと、施設が家庭から離れているため、通園、通学に困難をきたすこと等が挙げられるが、それ以外に、フィジカルな環境そのものが、障害(児)者の利用に耐え得ることができないことによる場合もある。

たとえば、なぜフィジカルな環境が障害(児)者の環境に対応できないような状態が起ってきたのであろうか。

そのひとつに、今日、施設や学校に入園もしくは入学してくる障害(児)者の障害の種類、程度に、多様化、重固化、重固化してきたことが挙げられる。

たとえば、身体にまったく欠陥がなくても、知能の発達が異常に遅れているために、立位歩行が困難になり、排遣や食事等の日常生活行動ができないものについては、これまでの精神薄弱施設では彼らを受容することは困難であらうし、盲精薄、ろう精薄等のように、障害が重複して現われている児童・生徒の場合は、やはり、これまでの盲・ろう学校や盲・ろう児施設に収容することも、フィジカルな面からとらえただけでもかなり難しいことは明白なことである。

このような状況は今日始めて直面したのではなく、肢体不自由児養護学校、精神薄弱児養護学校、病・虚弱児養護学校もしくはは、業

護施設(更生施設・授産施設を含む)等の歴史的状況をもて過去に同様のケースが見られる。

たとえば、肢体不自由児養護学校の児童・生徒の障害の歴史をみると、わが国に始めて養護学校が開設された頃の児童、生徒の疾患は、主として、股関節脱臼や、四肢欠損等のいわゆる外見にその疾患が明らかなきが多かったが、今日の障害者は、外見には欠陥が見当たらないC・Pのような障害者が多くなってきている。そして今日彼らに教育もしくは訓練をさせようとする、それは、以前にも増して難しくなっている。そのため、開設当初の児童・生徒に対する教育や訓練は、できるだけ健常者に近づけ、究極的には、各家庭や社会に設けられている施設や設備がひとりで利用できること、いわゆる社会適応性に応じた教育と訓練をすることを目的とし、それに対応できる施設作りがなされてきたが、今日では、むしろ、障害児者に教育や訓練を行うためには、彼ら一人一人どのような建築的配置がなされるべきかが問題となっている。

もちろん、その配慮は、障害者が介助なしで一人で利用できるかの検討もなされるが、一人で生活できない児童・生徒に対しては、介助者が介助しやすい施設や設備に対しても検討されなければならない。

また、これらの配慮は、単に便器や水呑み、手洗いや洗面、設備的なものだけに過ぎず、各部屋の型や広さ、あるいは建物全体の配置まで係わってくることになる。

肢体不自由児養護学校では、入学してくる児童・生徒のこのような変化から、開設当初から、何段階かの中や改造もしくは改築が要求されてきた。今日の障害者のための福祉施設や教育施設は、まさに障害者の重固化、重固化に伴って、これまで以上の大巾な変革が要求されているといつてもよいであろう。

III. 障害(児)者の統合化

以上の観点から、今日、新しく造られている各種の授産施設、更生施設、あるいは教育施設が、建築的にみてもかならずしも充分満足すべきものでないことは明確となったが、しかし、その数だけは、急遽増加の道をたどっていることは事実である。

これに対して、障害者や障害者を持つ父母、あるいは、彼らと生活をともにする人々から、なぜ障害者だけが、健常者と離れて生活しなければならないのかという疑問が出されている。

もちろん、この疑問は、わが国独特の問題としてはなく、国際的な問題として取り扱われているものであり、そのため、ここ数十年の間に、この問題を議論とした国際会議がかなり数多く開かれていたことからも理解できよう。

わが国で行われている民間団体の「障害者も住みやすい街づくり運動」、厚生省の「福祉モデル都市の指定」等は、まさに、この障害者も健常者と同じように生活できる場を作ることから出発したものである。

そして、この運動は、単に街づくりだけに留まらず、障害者も普通学校へ、いわゆるインテグレーション教育へとつながってくる

ものであろう。

このことは、一部の小学校や中学校で、すでに全盲の生徒が普通学校で教育を受けていることから明らかである。

またさらにこの現象は、今日では、盲児から他の障害者へ、あるいは小学校から大学までその環もかなり広がりつつある。

今日の国立大学や一部の私立大学で、車椅子用の便所を設けたり、視覚障害者用の誘導ブロックを設けたりしているのは、まさにこのインテグレーションを考えてのことである。

そして一方、このようにインテグレートが進めば、障害者だけが利用する施設や学校は、不必要となるであろうという考え方も現われてくるのは当然のことなのかとも知れない。

IV. 新しい福祉・教育施設のあり方を求めて

福祉政策の最も進んだヨーロッパ、いわゆる統合化の進んだ国々では、もうすっかり、障害者だけの施設や学校はなくなってしまったのであろうか。

いや、なくなるどころか、今日でもわが国と同じように新しい施設や学校が造られ、その情報が雑誌にあるいは単行本としてかなり紹介されてきている。

これは、やはり、すべての障害者の統合化についてはまだまだかなり難しいことを物語っているものと思われるが、少なくとも完成されたこれからの施設や学校の建築をみると、わが国で造られている学校や施設と比べると、このインテグレーションを意識してかなり注意深い配慮がなされ、設計に取り組んでいることがわかる。

それは、平面的型で現われることもあるし、あるいは、断面や立面で現われていることもある。

そして、その注意深さは、各都道府県のなものにも及んでいる。

これは、わが国のこれまでの建築の平面のものに、施設らしさ、あるいは学校らしさというものがほとんどとられない。

ある施設は、住宅のように、ある施設は、地域集会所施設のように、それまで見られた障害者施設のじめじめした陰気さがすっかり取り除かれるように心がけられている。

障害者が求めるもの、いわゆる楽しさ、美しさ、集団での生活のしやすさ、あるいは個人での生活のしやすさ、プライバシーの尊重等の配慮が、どこどこかに表現されている。

今日のおが国の障害児施設や学校をみると、ごく少数のものを除いて、本当に障害者を配慮して造られた作品は数少ない。

障害者とは何か、施設や学校は今後どのような方向に進むのか、建築もこれらの観点に立って新しい方向に進む必要がある。

(日本大学助教授・工学博士)